

本日ここに、令和5年第1回大熊町議会定例会を開催し、令和5年度の予算をはじめ、40件に及ぶ議案のご審議をお願いするにあたり、私の町政基本方針及び主要施策について申し上げ、議会の皆様のご理解とご支援をお願いする次第であります。

国においては、新年度予算案が国会に提出され、当初予算ベースでは1兆1千4百38億1千2百万円となっており、東日本大震災からの復興再生のための予算である東日本大震災復興特別会計には7千301億円が計上されております。

また、福島県の新年度予算は1兆3千382億円となり、そのうち、復興の加速及び地方創生のための取り組みに対し、2千582億円が計上されております。町の重点施策につきましては後ほど申し上げますが、財源の計画的・重点的配分をもとに、令和5年度一般会計の総額を321億4千万円と定めております。

歳入につきましては、町税、地方交付税、国・県支出金、基金繰入金等で財源措置を講じており、特別会計においても坂下ダム施設管理事業など10件の総額を54億円と定め、避難生活や復旧・復興、教育環境の向上に向けた予算編成となっております。

本町は、令和4年6月30日にかつて町の中心部であったJR大野駅前周辺を含む「特定復興再生拠点区域」の避難指示が解除され、町復興の大きな節目となりました。現在、駅周辺や下野上エリアを下野上地区復興拠点として、住民の帰還や町外からの住民を受け入れる環境の整備に取り組んでおります。「特定復興再生拠点区域外」においては、令和3年8月に国による方針が決定され、帰還意向のある住民が帰還できるよう除染・解除が行われることになりました。今後も国と協議を進めていき、できるだけ多くの皆さまの意向を集め広範囲の除染を実現してまいります。しかしながら、これですべてが解決するわけ

ではありません。帰還意向のない土地や家屋などの取り扱いは引き続き重要な課題でありますので、全域の除染・解除が実現されるまで粘り強く要望を継続してまいります。まだまだ課題は山積しているところですが、令和5年度も本町の復興に全力で取り組むべく各所管において施策を実施してまいります。

それでは、各所管の重点施策について、総務関係より順に申し上げます。

政府による「自治体DX推進計画」において「すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する」という方針が示されており、本町においても「すべての町民に開かれたデジタル化・親切でやさしいデジタル化・時代とともに進み続けるデジタル化」の3つを基本目標とし「大熊町DX推進計画」を策定し、政府が掲げる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現できるよう努力してまいります。

次に企画調整関係について申し上げます。

大熊町が進むべき今後の10年を定める「第三次復興計画」ではありますが、より多くの皆様のご意見を聞かせていただいた上で策定するために、令和5年9月まで計画策定期間を延長することにいたしました。今回の計画には、スポーツ施設整備など、特定復興再生拠点区域内の土地利用をより具体的に描いてまいります。また、当初は明記が難しかった特定復興再生拠点区域外の除染や、避難指示解除の具体的な進め方、さらには区域外の将来的なあり方などを示していくことを考えております。

町復興の新しいシンボルとなる大野駅西交流エリア整備では、多様な人々が交わるオフィスビルとして整備する産業交流施設が年内に着工し、いよいよ本格始動の段階へと移ります。またその南側では、駅周辺に住まい、集う人々のための商業施設ならびに広場を整備するための設計に着手します。いずれの施

設も令和6年12月に開業予定で、避難指示解除後、まだ更地の多い特定復興再生拠点区域に新たな風景が加わることとなります。できるだけ多くの人が集う場所となるよう、今のうちから有効なにぎわい創出の手法を探ってまいります。

また、町内に新しい産業や雇用を創出することを目的に整備中の大熊中央産業拠点においては、一部区画の整備が完了し、すでに2社の企業と立地協定を締結しております。令和5年度中には、すべての区画の整備が完成するため、本格的に各種補助・支援策を導入しながら、企業誘致活動を展開してまいります。さらに、並行して整備している大熊西工業団地については、A街区が令和5年度に完成します。令和4年10月にトヨタ自動車を始めとする民間企業6社で組織される「次世代グリーンCO2燃料技術研究組合」と立地協定を締結したところですが、ここ、A街区では、技術研究組合によるバイオエタノール燃料の生産・研究設備の建設が開始され、多くの雇用が見込まれます。これら2つの産業団地の整備により、帰町する皆様、新たに居住される皆様へ雇用の場の提供が可能となってまいります。

次にゼロカーボン関係について申し上げます。

令和3年2月に策定した「大熊町ゼロカーボンビジョン」において、2040年までのゼロカーボン達成を町の目標として掲げ、これまで、地の利を活かした太陽光発電を始め、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて取り組んでいるところであります。令和5年度は「ゼロカーボンではじめよう！暮らし輝く豊かな未来」をテーマに、まちづくりの主人公である町民及び事業者の皆さまに実感いただける施策を推進してまいります。

はじめに、制度施行2年目を迎えるゼロカーボン補助金ですが、令和4年度は、住宅の省エネリフォーム補助金申請を数多くいただき、町民の皆様の帰還

支援として活用いただいたことから、引き続き、町民や事業者の皆さまの帰還や町内での事業再開等のニーズを踏まえたメニュー改正や制度の適切な運用に努めてまいります。

次に、令和4年10月より開始している超小型電気自動車のカーシェアリング事業につきましては、これまで、町民や来訪者の皆さまを中心に、想定を上回る多くの方々に利用いただいたことから、令和5年度につきましても引き続き、無料でご利用いただき、利用者のご意見等を踏まえ、利用促進効果や維持管理方法等について検証し、持続可能な制度となるよう検討を進めてまいります。

次に、令和4年度策定したマスタープランに基づく下野上地区スマートコミュニティ事業については、現在、令和5年度末の竣工を目指して工事を進めており、引き続き、ゼロカーボンの象徴的な場所としてマイクログリッドと大型蓄電池を導入する下野上スマコミ構想を推進します。このほか、これまで取り組んできた役場庁舎や災害公営住宅等への再生可能エネルギーシステム導入に加え、link する大熊を始めとする大川原地区の公共施設3施設につきましても、令和5年12月までの導入を目指して進めてまいります。

また、ゼロカーボンに関して恒久的な学びの拠点となる環境学習施設の整備について、新たに取り組むこととしており、最新の技術等による快適な生活環境として体感できる施設の検討を進めてまいります。

次に税務関係について申し上げます。

令和5年度当初予算における税込額を、55億5千77万2千円と決めました。課税につきましては、適正な課税に努めるとともに、多くの町民の方は避難生活が続いておりますので、引き続き被災者の負担軽減を図る減免措置を講

じてまいります。

なお、中屋敷・大川原地区の固定資産税については、これまで周知してきましたとおり令和5年度から3年間、50%負担をお願いすることになります。

また、特定復興再生拠点区域の固定資産税については、令和5年度から3年間、税負担を求めないこととしております。

徴収関係につきましては、令和5年度からQRコード決済の運用が開始となりますので、適切に対応してまいります。

次に、民生関係について申し上げます。

国民健康保険につきましては、特定健診及び特定保健指導未受診者対策事業を実施し、医療費適正化の取組みを強化してまいります。

また、特定健診及び特定保健指導を効率よく、効果的に実施するために、第4期特定健診等実施計画を策定いたします。

一部負担金の免除措置につきましては、今後も避難生活が続く限り、国に財政支援を要望してまいります。

マイナンバーカード普及促進につきましては、デジタル社会の基盤となるものであることから、高齢者など申請が難しい方へのサポート体制を強化し、取得を促進してまいります。

福祉行政では、長期の避難生活に応じた支援がますます重要となっていることから、避難先自治体や関係機関と連携を図り、避難先でも福祉サービスの提供が十分となるように努めてまいります。

また、子どもや子育て世帯を包括的に支援する拠点となる「こども家庭セン

ター」の設置に向けた準備を行い、要支援児童等の対策の強化を図ってまいります。

保健衛生につきましては、新型コロナウイルスの感染予防・感染拡大防止対策を引き続き実施しつつ、生活習慣病の発症予防及び重症化予防のため、若年層から健康意識を高めるための取り組みを強化してまいります。

また、診療所の安定的な運営を進め、町民が安心して帰町できるよう医療環境の充実を図りながら、現在検討されております県立大野病院の後継医療機関の早期設置に向けて、福島県と協力してまいります。

介護保険事業につきましては、第9期介護保険事業計画の策定を行い、高齢者の不安解消、生活支援と適切な介護支援を進め、町民に寄り添った包括業務の展開に努めてまいります。

避難生活の広域化により、住民個々への保健・福祉・介護サービス提供が難しい状況になっておりますが、避難先自治体や関係機関等の協力をいただきながら町民の健康増進と福祉の向上に努めてまいります。

次に環境対策関係について申し上げます。

令和5年度も災害対策本部の運営をはじめ、帰還困難区域への町民一時立入・公益立入業務のほか、町内全域におけるごみの回収や畜犬管理、墓地関係などの窓口業務を継続して行ってまいります。

防犯対策につきましては、24時間体制での町内防犯パトロールを継続し、警察と情報を共有して防犯強化に努めてまいります。また、帰還される町民の方々への支援として、家庭用防犯カメラ設置に対する補助金を引き続き交付するほか防犯灯設置を進めるなど、町内で安心して居住できるよう地域の防犯強

化に努めてまいります。

消防団関係につきましては、富岡消防署と連携し、町内の火災予防に努めてまいります。また、消防水利等の点検や消防団資機材の保全管理、団員の募集及び訓練等を継続して行うなど、更なる防火体制の強化を図ってまいります。

放射線対策につきましては、特定復興再生拠点区域をはじめとする避難指示解除区域の空間線量率について、最終的な目標である年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指し、引き続き関係機関と協議し、フォローアップ除染など必要な対策を要請してまいります。また、今後見込まれる帰還困難区域の除染については、国に対しこれまでの除染方法にとらわれない、町や町民に寄り添った柔軟な対応を求めるとともに、除染が実施された際は空間線量率低減の効果等について町による検証を行います。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉につきましては、今後ALPS処理水の海洋放出や燃料デブリの取り出しなど、極めて重要な工程が予定されております。今後の作業動向について注視するとともに、安全かつ早期に廃炉が完遂するよう東京電力への監視を強化してまいります。

今回新たな取り組みとして、希望される方を対象とし特定復興再生拠点区域内において宅地除草を実施します。これは個人資産の保全・管理を目的とするものではなく、住民の方々の帰還支援の一環として行うものであり、震災前に居住していた敷地等について1回限りの除草を行う予定であります。また、宅地用の除草剤の配布も開始いたします。

次に移住定住支援関係につきましては、大熊町への移住者受入れの促進のため、移住定住支援センターにおいて、仕事や住まいなどの相談対応、移住定住促進や町民との交流イベント開催はもちろんのこと、お試し住宅の運用、社会

人向けフィールドワークの実施など、様々な施策を実行してまいります。また、令和4年度に策定する移住定住者向けの広報戦略に基づき、広く広報事業を展開するとともに、ふくしま12市町村移住支援センターや関係機関とこれまで以上に連携し、移住定住施策をより一層進めてまいります。

住宅支援関係につきましては、大川原地区の既存の町営住宅等140戸の適正管理に加え、大野南住宅エリア及び原住宅エリアにおいて再生賃貸住宅計50戸を令和5年度末に竣工できるよう県と連携するとともに、原住宅エリアにおける宅地分譲を令和6年度春に開始できるよう準備を進めてまいります。また、帰還促進やいずれ訪れる借上げ住宅制度終了を見据えて、移住者向けに既に制度化している住宅の取得及び修繕、家賃に関する補助制度を帰還者にも拡大いたします。更に、引き続き生じている戸建住宅不足の早期解決を図るため、既存の戸建住宅を賃貸するために必要となる修繕費用の補助制度を新設いたします。

生活支援関係につきましては、復興支援員などによる町民コミュニティ支援を継続する一方、地域おこし型復興支援員を採用し、地域おこしを積極的に推進してまいります。

その他、町民の皆様にご負担を感じていただける生活応援物資の配布、生活循環バス運行、住宅清掃費への補助、引っ越し費用等への補助などを引き続き実施してまいります。

次に、農業につきましては、令和4年度より営農が再開されております大川原地区の耕作面積の拡大を目指します。そのため、令和4年度同様に営農再開者や新規の参入希望者、農業生産法人への営農支援を実施すると共に、農地所有者とのマッチング作業を進めてまいります。



特定復興再生拠点区域内の農地においては、農地荒廃抑制のための保全管理を行うとともに、福島県と連携して水稻等の実証栽培を実施してまいります。

また、農業用水利につきましては、本格的な水稻の作付け再開に備え、農業用ため池の放射性物質対策工事および災害復旧工事を進めてまいります。

商工観光業につきましては、令和4年度に引き続き大川原地区復興拠点内の商業施設、交流施設、宿泊温泉施設を活用し、ふるさとまつりを始めとしたイベントや交流会等を実施することで、町のにぎわい創出を図ってまいります。

坂下ダムにつきましては、営農再開のための農業用水の確保と、東京電力への工業用水の安定供給のため、福島県と連携しながら施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に復興事業関係について申し上げます。

特定復興再生拠点区域については、駅周辺や中央産業拠点、住宅団地の基盤整備工事を進め、それぞれの地区における建築工事が円滑に進むよう調整を図ってまいります。

また、町民が安心して帰還や生活できる環境を提供するため、引き続き、下水道や道路の復旧、交通安全対策を進めます。

主な町道の整備としては、町道東67号線では、令和4年度から工事を着手したところですが、令和6年度中の国道6号までのバイパス開通を目指し、引き続き工事を進めてまいります。町道西20号線では、県道いわき浪江線との交差点において大型車がスムーズに通行できるよう、交差点改良事業を進めます。

大熊インターチェンジについては、インターチェンジ周辺の将来的な利活用

について検討を進めておりますが、常磐道の休憩施設と道の駅などの地域振興施設の一体的な整備を目指し、引き続き検討を進めてまいります。

次に、教育委員会所管について申し上げます。

令和5年度に認定こども園と義務教育学校の「町立学び舎ゆめの森」が町内に開園・開校いたします。震災後、本町へ教育機能が戻るのは12年ぶりです。0歳から15歳の子どもたちがともに遊び、学び、さらに地域の方々とも協働していく学び舎です。しかし、社会情勢に伴う鉄鋼材の資材不足等により、校舎の建設が遅延しております。校舎が完成するまでの間、町内の既存施設の一部を代替施設として利用し、教育活動を行ってまいります。通う予定の子どもたちは少人数であります。それをメリットとしてICTを活用した個別最適化された学び、協働的な学び、探求的な学びの充実を推進していくとともに、保護者が安心して子育てできる環境を創ってまいります。また、子どもたちを核としながら、地域との協働を考え、0歳から100歳までが一緒に学び、地域の方々の誰もが学び直しができる環境を目指してまいります。

社会教育事業につきましては、令和3年度から社会教育複合施設整備を検討してきたところですが、間もなく、基本構想が策定されます。図書館・公民館・博物館等を基軸とし、重なり合う機能を融合しながら、町民や利用者の人生を豊かにする学びの場を再整備いたします。

本町の豊かな歴史・伝統・文化を守り活用しながら、町に関わるすべての人とともに、手を携え成長する社会教育の拠点を創ってまいります。令和5年度からは、基本計画の策定及び基本設計・実施設計を実施してまいります。

国際交流事業につきましては、32年を迎えるバースト市との交流事業を継続し、国際化や多様性に対応した人材育成に努めるとともに、多文化共生事

業において地域と学校が連携した「場づくり」を進め、包摂性のある魅力的なまちづくりに貢献できる人材育成も推進します。

スポーツ振興事業につきましては、町外でのスポーツイベントの開催等に加え、町内での事業再開に取り組んでまいります。すでに稼働している link 大熊のホールや令和5年度に完成する「学び舎ゆめの森」の体育館、運動場などを活用し、スポーツを通して町民の心身の健康を図る環境と体制を、改めて構築していきたいと考えております。

本町の目指す教育の理念は、「温故創新」（先人に学び、新しい文化を紡ぐ）です。本町の豊かな歴史・伝統・文化を活かしながら、時代の変化に対応した教育施策を展開することが、町外からも人が来たくなる環境づくりに、重要であるとと考えております。

以上、令和5年度の主な重点施策を申し上げます。先ほど申し上げますとおり、12年ぶりにここ大熊町に学校が再開します。子どもたちの元気な声が町内に響き渡り、町に活気が出ることを期待しております。町内で育つ子どもたちが誇れる町を作り上げていくべく、職員一同一丸となり復興の歩みを進めてまいりますので、議員各位をはじめ、町民の皆様のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

令和5年3月7日

大熊町長 吉田 淳